

2025 国際首長フォーラム開催支援実行委員会公告第 1 号

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和 7 年 2 月 1 8 日

2025 国際首長フォーラム開催支援実行委員会 委員長 太 田 稔 彦

1 委託する業務

- (1) 業務名 2025 国際首長フォーラム開催支援業務委託
- (2) 業務の概要 国内外へ豊田市の SDGs 達成に向けた取組を広く PR するとともに、SDGs 達成に向けた加速化に寄与することを目的に、豊田市が国際連合経済社会局 (UN DESA) と共催する 2025 国際首長フォーラムの開催を始め、海外からの要人をもてなす歓迎レセプションを含む食事の提供、サイトビジット等 (以下「フォーラム等」という。) の実施
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 提案限度額 1 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円 (消費税込み)

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者。ただし、共同企業体で参加する場合で、構成員のいずれかが条件を満たしているときは、この限りでない。

- (1) 公告日において、令和 6・7 年度の豊田市競争入札参加資格 (物品等) を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	法務局で発行
納税証明書 (国税) (未納の税額がないことの証明)	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
納税証明書 (愛知県税) ※ (未納の税額がないことの証明)	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書 (豊田市税) ※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内 (愛知県内) に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税 (愛知県税) の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

- (2) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、豊田市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ない。)
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること(ただし、共同事業体で参加する場合は、構成員のいずれかが満たしていればよい)。
- ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者(令和6・7年度豊田市競争入札参加資格者名簿に登載された者に限る。)
- イ 平成28年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として1件当たりの税込金額1,000万円以上の複数の国や地域が参加する国際的な会議やイベントの運営に関する業務の履行実績を有する者であること。

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和7年2月18日(火)から同2月28日(金)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市役所企画政策部未来都市推進課(南庁舎4階)又は未来都市推進課ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和7年2月28日(金) 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所企画政策部未来都市推進課(南庁舎4階)
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール(提出期限必着)
- (4) 添付資料 参加資格要件2(7)ア・イが確認できる書類(契約書、仕様書などの写し)

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和7年3月3日(月)まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者に電子メール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年2月28日(金) 午後5時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又は電子メール(受付期限必着)
- (3) 回答 令和7年3月5日(水)までに未来都市推進課ホームページ(又は参加者に電子メール)にて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面10枚以内(表紙、見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載した書類(提出部数は正本1部、副本8部)。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。あわせて、正本及び副本のPDFデータを問合せ先の電子メールへ提出すること。

(1) 業務経歴

ア 事業者の業務実績

プロポーザル実施要領の4 参加資格要件(7)イに該当する全ての履行実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)。なお、実績については、現在履行中の業務は対象外とする。

イ 責任者・業務担当者等の業務実績・能力

責任者・業務担当者等の資格、経歴、同種業務実績として参加資格要件（7）イに該当する全ての履行実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）。なお、実績については、現在履行中の業務は対象外とする。

(2) 知見・業務に対する理解度

(3) 業務実施体制

(4) 本業務についての提案

提案者の保有する情報、公開されている資料等を活用し、別紙「2025 国際首長フォーラム開催支援業務委託仕様書」に記載の業務内容のうち、次に掲げる項目について記載すること。

ア フォーラム等全体の実施計画

イ フォーラム等を安全かつ円滑に実施するための手法

ウ 海外からの要人の受入れに適切な警備、接遇、おもてなしの提案

エ 豊田市のリソースを十分に生かした歓迎レセプションやサイトビジットの提案

オ 仕様書内、2業務内容（1）対象業務に対し、追加する項目として想定されるもの

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

8 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年3月13日（木） 午後5時まで

(2) 提出場所 豊田市役所企画政策部未来都市推進課（南庁舎4階）

(3) 提出方法 正本1部、副本8部を持参又は郵送（提出期限必着）

あわせて、正本及び副本のPDFデータを問合せ先の電子メールアドレスへ提出すること。

(4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

(1) 開催日時 令和7年3月26日（水）午後1時から4時までのうち指定する30分間（時間は対象者に後日連絡する。）

(2) 開催場所 豊田市役所 東73会議室（東庁舎7階）

(3) 備考 ア 提出された企画書等に基づき1社30分（説明15分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。

イ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

ウ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

エ 新型コロナウイルスの感染状況等、不測の事態によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

(1) 下記項目のうち、ア及びウを2025国際首長フォーラム開催支援実行委員会事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者

を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の得点者とする。

ア 業務経歴等（120点）【事務局評価】

- （ア）企業の業務実績（60点）
- （イ）業務担当者等の業務実績・能力（60点）

イ 業務実施計画等（60点）【選考委員評価】

- （ア）知見・業務に関する理解度（10点）
- （イ）業務実施体制（5点）
- （ウ）本業務についての提案
 - ・フォーラム等全体の実施計画（10点）
 - ・フォーラム等を安全かつ円滑に実施するための手法（8点）
 - ・海外からの要人の受入れに適切な警備、接遇、おもてなしの提案（8点）
 - ・豊田市のリソースを十分に生かした歓迎レセプションやサイトビジットの提案（8点）
 - ・SDGsへの配慮（8点）
- （エ）取組意欲（3点）

ウ 価格設定（20点）【事務局評価】

※評価点（500点）＝ア（業務経歴（120点））＋イ（業務実施計画等（60点））×6人
＋ウ（価格の設定（20点））

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

（2）価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち20点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 20\text{点満点（価格点数）} \times \left(\frac{\text{最低見積金額}}{\text{見積提示金額}} \right)$$

（3）最高得点の者が同点の場合は、評価項目のうちイ（ウ）本業務についての提案の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。

（4）提案者が一者の場合でも、最低基準点（250点）に達しない者は契約の相手方として特定しない。

（5）選考は以下の6名の委員により行う。

委員長 豊田市企画政策部 部長 都築 和夫

委員 学識経験者 古澤 礼太（中部大学 中部高等学術研究所／国際ESD・SDGsセンター准教授）

学識経験者 横田 妙子（国連地域開発センター（UNCRD）水と災害に関するプロジェクト専門家）

豊田市産業部商業観光課 課長 酒井 一裕

豊田市生涯活躍部国際まちづくり推進課 課長 谷原 美保

豊田市企画政策部未来都市推進課 課長 清水 智哉

1.1 選考結果の通知及び契約

（1）選考結果通知（予定）日 令和7年3月27日（木）

（2）契約（予定）日 令和7年4月16日（水）

プロポーザルにより特定された者には、別途見積書の提出を依頼する予定

1.2 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 最優秀提案者と実行委員会との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する実行委員会との協議が調わないとき。
 - エ 実行委員会が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により実行委員会又は豊田市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (6) 本契約の履行過程が優良な場合は、実行委員会が主催し、本契約に直接関連する関連イベント運営委託業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

【問合せ先】

2025 国際首長フォーラム開催支援実行委員会事務局
〒471-8501 愛知県愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市役所 企画政策部 未来都市推進課 泉川、松井、秋田
電話 0565-34-6982 (直通) FAX 0565-34-2192
E-mail : masako-izukawa@city.toyota.aichi.jp
daika-matsui@city.toyota.aichi.jp
mayu-akita@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>